



後期高齢者医療制度

※詳しくは保険証に同封する「制度のご案内」をご覧ください。
【問合せ先】 保険健康課後期高齢者医療係 ☎内線2181・2187

○保険証が新しくなります

現在お持ちの保険証（薄桃色）の有効期限は、平成25年7月31日（水）までです。

8月1日（木）からは、新しい保険証（青色）に変わります。

【対象】 75歳以上の人は、または65歳以上75歳未満で、一定の障がいがある人（本人の申請により、県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人）

【一部負担割合】 1割または3割

※平成24年中の所得によって決定します。

【交付時期】 7月下旬に送付します。8月直前になっても届かない場合や不明な点がある場合はお問い合わせください。

新しい保険証が届いたら、住所・氏名・一部負担割合などを必ず確認してください。

※8月以降に75歳になる人の保険証は、誕生日の前の

月に送付します。

○限度額適用・標準負担額減額認定証

入院時に使用する「限度額適用・標準負担額減額認定証」も平成25年7月31日（水）が有効期限です。

現在所有している人は被保険者証と一緒に送付します。

【要件】

①保険料の滞納がない

②平成25年度の住民税が非課税の世帯

※ただし、新規に交付または長期該当認定（区分Ⅱで過去1年間に91日以上入院した人が対象）が必要な場合は、申請が必要となりますのでお問い合わせください。

○保険料の通知書を送付します

平成25年度の保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。

保険料は、1人ひとりに等しくかかる「均等割額」と、前年の所得に応じた「所得割額」の合計額です。

（均等割額） 44,194円
（所得割額） 基礎控除（33万円）後の前年の総所得金額などの8・72%

・10円未満切り捨て、限度額は55万円です。

・世帯の所得によって、均等割額の一部が軽減される場合があります。

・所得割額を負担する人のうち、基礎控除後の総所得金額などが58万円以下の人は、所得割額が5割軽減されます。

・制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被扶養者だった人は、所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減されます。

宇和島地区広域事務組合 消防職員募集

【募集人員】 消防職員 7名程度
【採用年月日】 平成26年4月1日以降（予定）
【勤務内容】 消防本部または管内の消防署・分署に勤務し、消防業務に従事
【受験資格】 ▷平成11年4月2日以降生まれで高校卒業（平成26年3月卒業見込みを含む）以上の学歴をもつか、高校卒業程度以上の学力をもつ人 ▷身体強健で視力・聴力・言語・運動機能に障害がなく、一定の身体基準をみたす人（詳しくは試験案内をご覧ください）▷普通自動車の免許を持つか、平成26年3月31日までに免許取得見込みの人（A T車限定を除く。生年月日などの関係で取得できない場合は、平成26年度中に取得できる人）▷日本国籍をもつ人▷地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人 ▷採用後、市内または北宇和郡に住む人 ▷高所恐怖症でない人

【試験の内容・日程】

試験	とき	内容
1次	9月22日(日)	教養、消防適性検査、作文
2次	10月下旬	※1次試験合格者のみ 面接（集団討論・個人）、体力テスト

【提出書類】 志願表、写真2枚（1枚は志願表へ貼付）、健康診断票

※試験案内・志願表と健康診断票は、消防本部総務課・広域事務組合事務局・市役所・松野町・鬼北町の人事担当課で交付。宇和島地区広域事務組合ホームページからもダウンロードできます。

【提出期間】 7月16日（火）～8月6日（火）の執務時間中

【提出・問合せ先】 〒798-0060 宇和島市丸之内5-1-18 宇和島地区広域事務組合消防本部総務課 ☎22-7539

ホームページ <http://www.119.uwajima.ehime.jp/>

※郵送による提出の場合は、380円切手を貼った宛先明記の返信用定形封筒を同封してください。